# 社債の取引に関する報告要領

平成24年12月日本証券業協会

## 1. 本報告要領の位置づけ

本報告要領は、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第6条第2項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(以下「規則」という。)第11条の2第1項の規定による社債の取引の報告に関する事項を取りまとめたものである。

なお、本報告要領は、「2.報告の目的」のために会員が行う報告(暫定対応における報告)を対象とするものである。

### 2. 報告の目的

#### (1) 社債の取引状況の分析

社債の取引情報の公表の実施に向けて、取引情報の公表が社債の流動性等の社債市場に与える影響等について検証を行い、公表対象銘柄、公表方法及び公表日等を定めるため、報告された情報に基づき社債の取引状況の分析を行う。

なお、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキングにおける検証・分析に おいては、取引当事者の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。

### (2) 公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上への活用

① 本協会では、平成23年4月より、指定報告協会員から報告があった気配値について、市場実勢に合った見直しが行われていないなどの状況が認められる場合、「管理レポート」を作成し、当該指定報告協会員に対してフィードバックを行う等の措置を講じている。市場実勢にあった見直しが行われているかを本協会が判断する際の参考資料の一つとして、報告された情報を参照する。

なお、分析結果の指定報告協会員に対するフィードバックにおいては、取引当事者の 秘匿性の面から問題が生じないように留意する。

② その他、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に活用する。

# 3. 報告対象

#### (1)報告対象の社債

金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券(同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項各号に掲げる権利を除く。)を含み、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債及び新株予約権付社債を除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- イ 募集又は売出しが行われたものであること
- ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること

したがって、次に掲げるものは、報告対象とはしない。

- ・ 社債ではないもの(国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券(政 府保証債、財投機関債、金融債等)、資産流動化法に規定する特定社債券、投信法 に規定する投資法人債券、特定目的信託の社債的受益権)
- ・ 外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が発行した債券(サムライ債等)
- 短期社債
- 新株予約権付社債
- 非公募債
- ・ 海外で発行された社債
- ・ 外貨建ての社債

# (2)報告対象の取引

売買取引(現先取引を除く。)とする。

(注) 日本銀行の社債買入は報告対象には含まない。

#### 4. 報告義務者

上記3に規定する報告対象の社債の取引を行った会員とする。

ただし、㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、会員は決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより、規則第11条の2第1項の報告を行ったものとみなされる。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、会員が本協会に報告を行うことはなく、本協会は、、㈱証券保管振替機構から社債の取引の情報を受領することとする。

## 5. 報告事項

会員が本協会に報告を行う社債の取引情報は、次に掲げる事項とする。

- ① ISIN 銘柄コード(証券コード協議会が付番する国際証券コードをいう。)
- ② 約定年月日
- ③ 決済年月日
- ④ 約定単価
- ⑤ 取引数量(額面金額ベース)
- ⑥ 課税玉・非課税玉の別

# 6. 報告開始時期·報告方法

## (1) ㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引

平成25年1月1日の約定分から開始する。

会員が約定照合のための情報 (決済照合システムにおける売買報告データ) を㈱証券保管振替機構の決済照合システムに送信したことをもって、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告をしたものとみなし、会員が決済照合システムに送信した情報は、月次で、㈱証券保管振替機構から本協会が受領する。

## (2) 上記(1) に掲げる取引以外の取引(会員による直接報告)

平成25年4月1日の約定分から開始する。

会員は、1か月間に約定した取引について、当該月の翌月20日(20日が休日の場合は翌営業日)までに本協会に報告する。

ただし、暫定報告開始までに本協会に届け出た場合には、3か月毎に報告することができる。その場合においては、報告期間の最終月の翌月20日(20日が休日の場合は翌営業日)までに本協会に報告する。

報告に際しては、別紙の入力要領にもとづき作成したファイルを、協会WANの双方 向機能により提出する。

#### 7. その他

社債の取引情報の公表開始後の報告要領については、「社債の価格情報インフラ整備等のワーキング・グループ」における検討の結果等を踏まえ、改めて定めるものとする。

以 上